

美咲町重層的支援体制整備事業 実施計画

令和7年4月

美咲町

目 次

1	重層的支援体制整備事業の概要	3
1)	事業創設の背景	3
2)	事業実施	4
3)	交付金の一本化	5
2	計画の位置づけ	6
1)	計画の期間と評価見直し	7
3	美咲町重層的支援体制整備事業の理念	7
4	美咲町重層的支援体制整備事業の目的	8
5	美咲町重層的支援体制整備事業の内容	9
1)	包括的相談支援事業	9
2)	参加支援事業	18
3)	地域づくり事業	22
4)	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	27
5)	多機関協働事業及び支援プランの策定	33
6	美咲町重層的支援体制整備事業みんなで支え愛ネットワーク	39
1)	支援会議	39
2)	みんなで支え愛会議（重層的支援会議）	41
7	一体的な連携に関する事項	45
1)	高齢・障がい・子ども・生活困窮分野の連携の構築	45
2)	生活保護制度と重層的支援体制整備事業の関係	45
3)	他分野との連携	45
8	計画の推進にあたって	48
1)	計画の周知・啓発	48
2)	協働による推進体制	48
3)	重層的支援推進本部会議の活用	49

参考資料

- ・用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- ・美咲町重層的支援体制整備事業における
個人情報に関する管理・取扱規程・・・・・・・・ 52

各種様式

- ・様式2-1-1（包括的相談支援受付シート）・・・・・・ 54
- ・様式2-1-2（包括的相談支援受付シート）・・・・・・ 55
- ・様式2-2（相談受付・申込票）・・・・・・・・・・ 56
- ・様式2-3①（インテーク・アセスメントシート①）・・・・ 57
- ・様式2-3②（インテーク・アセスメントシート②）・・・・ 58
- ・様式2-3③（インテーク・アセスメントシート③）・・・・ 59
- ・様式2-3④（インテーク・アセスメントシート④）・・・・ 60
- ・様式2-4①（多機関協働事業のプラン兼事業等利用申込書①）・・・・ 61
- ・様式2-4②（多機関協働事業のプラン兼事業等利用申込書②）・・・・ 62
- ・様式2-5①（参加支援事業のプランシート①）・・・・・・ 63
- ・様式2-5②（参加支援事業のプランシート②）・・・・・・ 64
- ・様式2-6①（評価シート①）・・・・・・・・・・ 65
- ・様式2-6②（評価シート②）・・・・・・・・・・ 66
- ・様式2-7（つながり評価シート）・・・・・・・・・・ 67

1 重層的支援体制整備事業の概要

1) 事業創設の背景

近年、少子・高齢化や核家族化の進行、人口減少社会への突入、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が変化しています。加えて、不安やストレス、孤独死、ホームレス、家庭内暴力、虐待、犯罪などの生活上の諸問題が複雑化・多様化することで、従来の支援では対応できない問題が出てきています。また、支援が必要な高齢者、特に一人暮らし高齢者の増加や孤独死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、貧困、児童虐待など、地域でおこる福祉等の課題は複雑化、深刻化しており、これまでの支援では十分な対応が難しくなっており、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの分野ごとに整備されてきた対応では支援の隙間、制度の狭間を埋める取組が必要となってきました。

美咲町の現状としては、少子高齢化が急速に進む中で地域コミュニティの希薄化が目立つようになり、強固なコミュニティを維持していこうとするものの、高齢化が著しい地域では地域福祉を担ってきたボランティア団体、民生委員児童委員や自治会活動の担い手も高齢化が進み、今後の新たな担い手の養成・育成をどのように進めていくかが課題となっております。

さらに、情報化社会の進展、SNS の発達に伴い、従来の枠組みとは異なるコミュニティが形成される流れもあり、地域を取り巻く状況は絶えず変化を続けています。とりわけ、地域の抱える課題に対する「自助」「互助」「共助」「公助」の支援体制を整理し、連携して課題を解決することが必要とされております。

このような背景の中、美咲町では令和7年3月に、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とする「第2次美咲町地域福祉計画（計画期間：令和7年度から令和11年度）」を策定し、美咲町社会福祉協議会が策定する第3期美咲町地域福祉活動計画と共に、少子高齢化や8050（ハチマルゴーマル）問題、ヤングケアラー、ダブルケアなど複雑かつ複合化した課題を抱える世帯への支援を行い、町と住民との協働、関係機関との連携も強化し、さらなる地域福祉の推進を図っております。

さらに、国では社会福祉法（以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、市町村が

「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行されております。

美咲町では、これまで取り組んだ既存の会議体である個別のケース会議等で得たノウハウを生かし、高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実現するために「美咲町重層的支援体制整備事業」を実施することとします。

2) 事業実施

縦割りの分野別支援体制の壁を低くすることで、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、

- ① 属性を問わない相談支援（法第106条の4第2項第1号）
- ② 参加支援（法第106条の4第2項第2号）
- ③ 地域づくりに向けた支援（法第106条の4第2項第3号）を柱とする支援を一層効果的かつ円滑に展開できるよう、
- ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援（法第106条の4第2項第4号）
- ⑤ 多機関協働による支援（法第106条の4第2項第5号及び第6号）

を新たな機能として付加し、①から⑤までの各事業を一体的に実施するものです。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援 ①包括的相談支援事業	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	④参加支援事業
第3号	イ	地域づくりに向けた支援 ⑤地域づくり事業	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がりが続ける機能	③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	②多機関協働事業
第6号		支援プランの作成（※）	

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。
（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

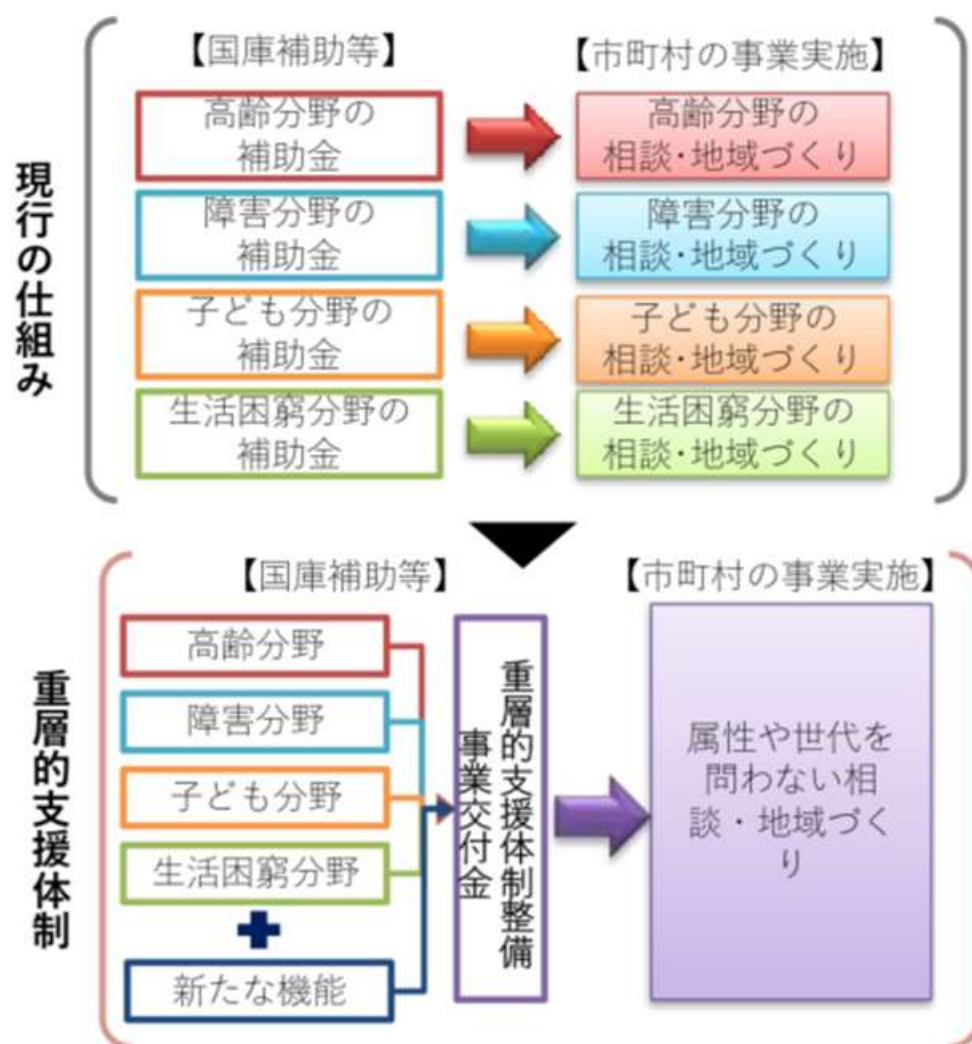
出典：厚生労働省
一部加筆

3) 交付金の一本化

重層的支援体制整備事業においては、従来、各分野（高齢、障がい、子ども、生活困窮）の制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる国庫補助等に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る国庫補助等を加え、一体的な執行を可能とする「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8、第106条の9）として交付されます。

交付金の集約により、包括的な支援体制の構築を目指します。

【重層的支援体制整備事業交付金イメージ図】



出典：厚生労働省

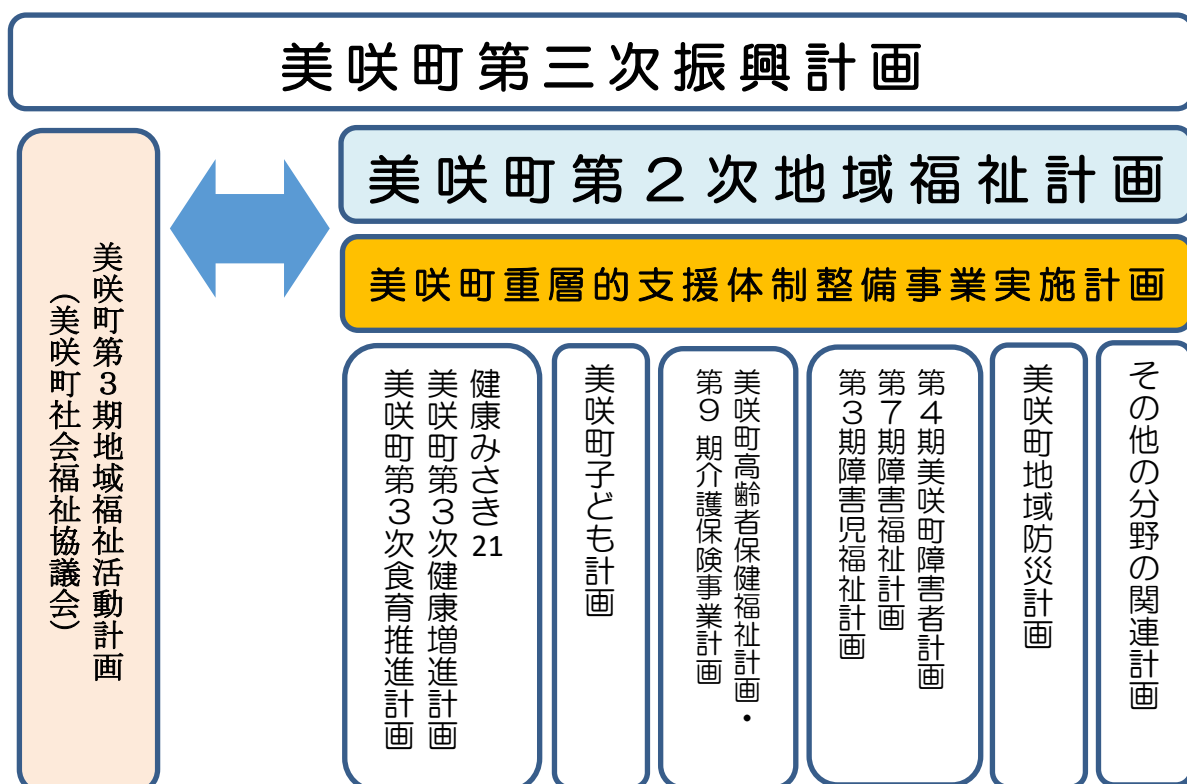
2 計画の位置づけ

本計画は、法第 106 条の 5 の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画であり、「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル（令和 3 年 3 月 31 日）」に依拠した「重層的支援体制整備事業実施計画（以下「実施計画」という。）」です。

なお、地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他福祉各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられています。（法第 107 条第 1 項第 1 号）

本計画は美咲町地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は本事業を実施するために必要な事項に特化した内容とするものです。

また、重層的支援体制整備事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、高齢、障がい、子ども、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、「美咲町地域福祉計画」「美咲町高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」「第 4 期美咲町障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」「美咲町こども計画」「美咲町保健福祉総合計画」等の地域福祉に関連する法定計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容となります。（法第 106 条の 5 第 3 項）



1) 計画の期間と評価見直し

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。

本計画の進捗管理・評価は、美咲町地域福祉計画全体で行うこととし、実施状況や効果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 美咲町重層的支援体制整備事業の理念

重層的支援体制整備事業は、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すものであり、その支援対象者は福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育、地域社会からの孤立等の属性を問わない、あらゆる課題を抱えるすべての町民です。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、下記の基本的な理念に基づくこととします。（「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル（令和 3 年 3 月 31 日）」P. 7 抜粋）

- ・ アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
- ・ 本人・世帯を包括的に受け止め支えること
- ・ 本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
- ・ 信頼関係を基盤として継続的に行われること
- ・ 地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

また、重層的支援体制整備事業のもう一つの意義は、美咲町の現状を踏まえ、包括的な支援体制の整備に向けた検討プロセスにおいて、体制構築の方針や具体的な工程について、町民や支援関係機関と丁寧な議論を行い、意識の醸成を図ることであるとされており、そのきっかけとして、重層的支援体制事業実施計画の策定（法第 106 条の 5）や支援会議設置（法第 106 条の 6）に関する規定が定められております。

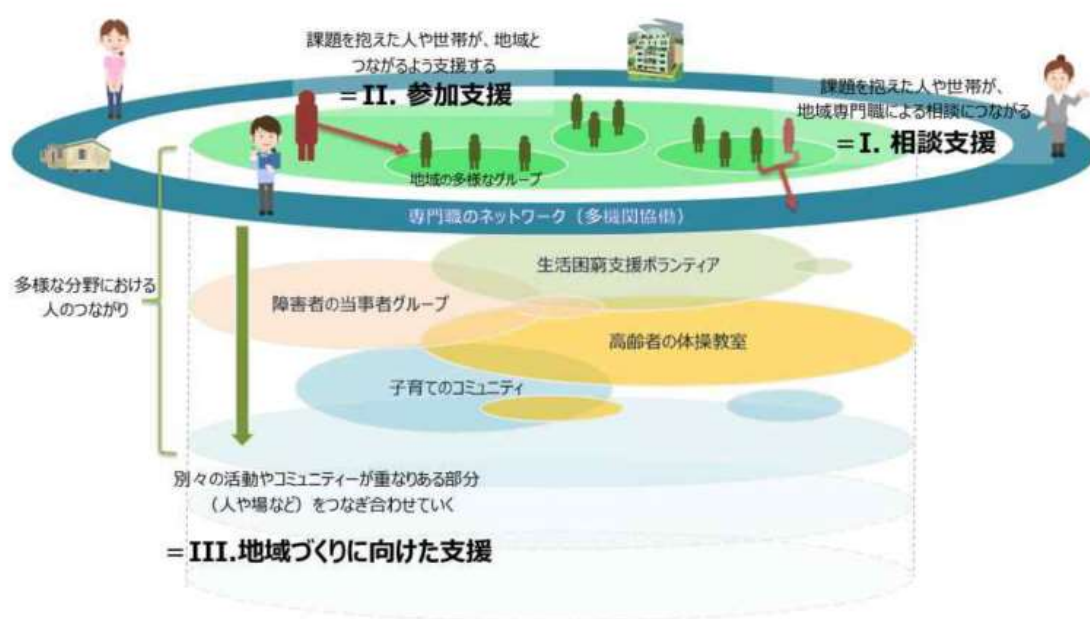
美咲町では、支援会議の設置のあり方や、本実施計画策定のための検討の場として、関係課が一堂に会する「美咲町重層的支援推進本部会議」を令和 6 年 9 月に立ち上げ、町全体での認識の共有を図り、一つのチームとして取組を進めてきました。

会議のメンバーとしては、重層的支援体制整備事業を所管する課の職員、高齢、障がい、子ども、生活困窮支援の重層的支援体制整備事業に包含される既存事業を所管する課の職員、他の支援や地域づくり関係の事業を所管する課の職員や美咲町社会福祉協議会職員が参集し、分野横断の政策検討を令和7年3月まで実施してまいりました。

そのほか、複合的な課題、制度の狭間問題に対応する庁内連携の必要性についての共通認識の形成のため、令和5年度より全職員を対象とした研修会を実施するとともに、令和6年度では、美咲町社会福祉協議会と合同によるコミュニティーソーシャルワーク研修を定期的に行い、地域の特性に応じた重層的支援体制整備事業の計画的、段階的推進を図ってまいりました。今後も、各相談支援機関からのケース相談及び重層的支援体制整備事業の勉強会等を令和7年4月以降も定期的に行い、各支援機関が連携しながら事業を進めてまいります。

4 美咲町重層的支援体制整備事業の目的

高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野別に行われていた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、町全体で全町民に対する重層的なセーフティネットの強化を目指すものであり、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を展開します。

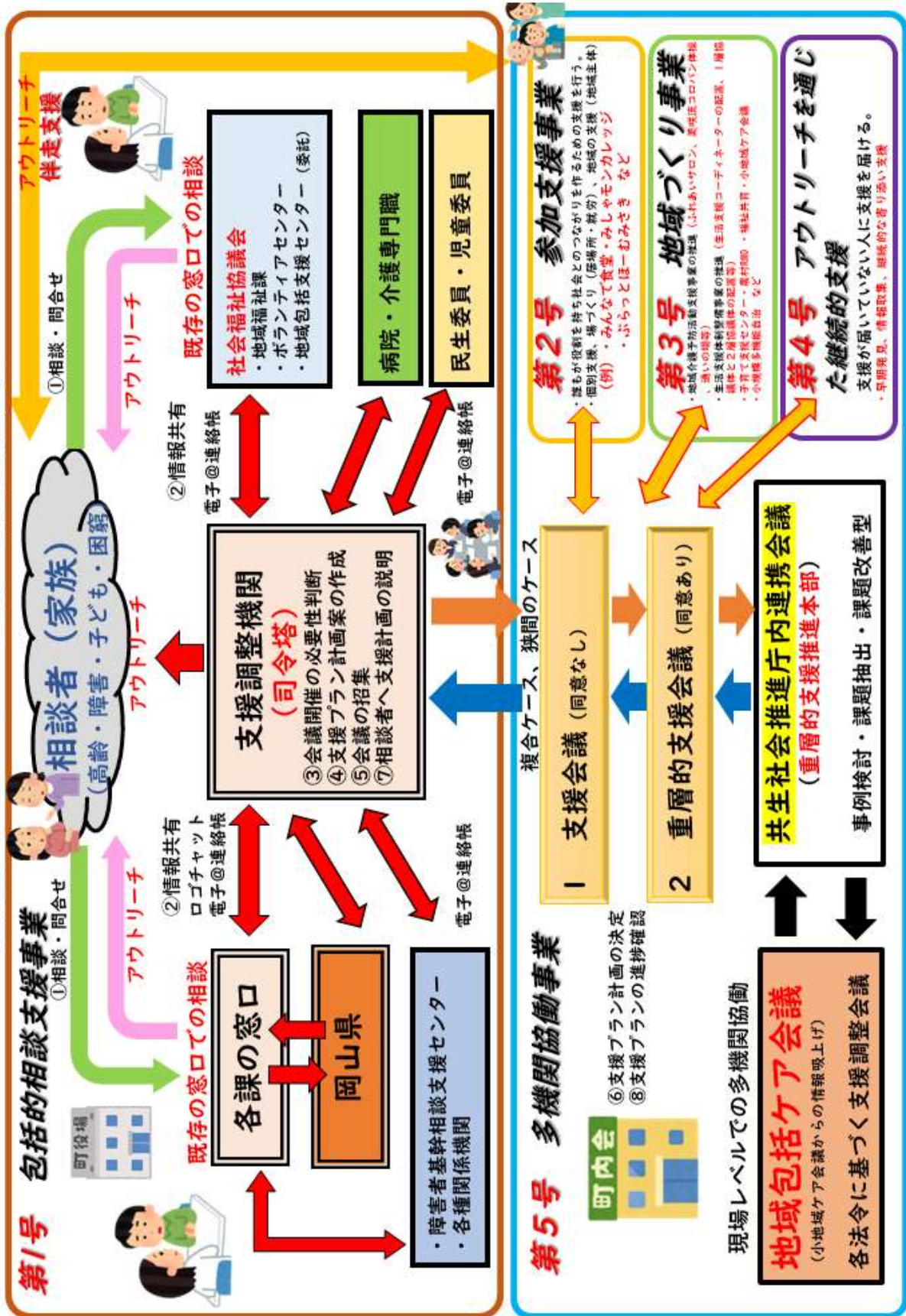


参照：重層的支援体制整備事業に関わるようになった人に向けたガイドブック（令和3年3月）より抜粋

5 美咲町重層的支援体制整備事業の内容

1) 包括的相談支援事業

美咲町における包括的支援体制



(1) 事業概要

包括的相談支援事業は、高齢、障がい、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

(2) 実施体制

- ① 本事業では市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものです。

美咲町ではこれまで、包括的相談支援事業は高齢、障がい、子ども、生活困窮の全ての項目について、すでに取り組んでおり、単一の事業の委託、または直営で支援を実施していることから、本事業の実施にあたっての相談窓口の設置形態としては、既存の設置形態は変更せずに、複合的な課題を抱えた方々の相談を各々受けとめる「基本型」を採用します。

包括的な支援体制の構築にあたり、庁内で協議した結果、窓口の一元化による総合窓口の設置では、あらゆる相談が1カ所へ集中し、本来の相談業務が果たせなくなることが予想されるため、これまでの各所属による既存の相談体制を活かしながら、複合化、複雑化する相談について対応できる体制づくりを目指します。

そのため、相談内容の調整を行い、制度の狭間等により相談先が不明な場合の相談受付のほか、関係機関による支援会議などを通じて、複雑化・複合化した課題、単独の支援機関では対応が難しい事例に対する支援の全体調整を行う重層支援センターを福祉しあわせ課内に新たに配置します。

また、支援の必要な人のニーズにあった相談支援や地域づくり等の施策を展開していくためには、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野にとどまらず、多様な分野と連携することが必要です。

各相談支援機関との連携体制はもちろん、役場内においても、すべての課から福祉的ニーズを抱えた人が適切な支援につながるよう、庁内連携を強化するため定期的に職員の研修を行うとともに、電子連絡帳等の情報連携ツールを活用し、庁内及び庁外関係機関との連携体制を推進します。

そして、重層支援センターで、聞き取った相談は、必要に応じて適切な相談支援機関につながります。聞き取った相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関の役割分担、課題の整理や、他分野の包括的相談支援事業者をはじめとする他の支援関係機関等と連携した対応が必要な場合は、各分野の会議体にて協議するほか、多機関協働事業につなぐことが想定されます。

なお、多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割をはたす事業です。

② 提供体制

主な対象分野	実施事業 【根拠法】	拠点数	運営形態	実施内容
介護	地域包括支援センター事業 【根拠法】 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第6号まで）	1	委託	【支援対象者】65歳以上の高齢者及びその家族 【対象圏域】美咲町全域 【業務内容】高齢者に関する相談支援、関係機関とのネットワークによる包括的・継続的支援、権利擁護に関すること 【実施機関】美咲町地域包括支援センター 【所管課】保険年金課
障がい	障害者相談支援事業 【根拠法】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3号）	1	委託	【支援対象者】身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者等とその家族 【対象圏域】美咲町全域 【業務内容】障がいに関する相談支援、各種サービス等の情報提供、関係機関との連絡調整 【実施機関】津山地域障害者基幹相談支援センター 【所管課】福祉しあわせ課

主な対象分野	実施事業 【根拠法】	拠点数	運営形態	実施内容
子ども	利用者支援事業 【根拠法】 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65号）第 59 条第 1 号）（基本型・特定型・母子保健型）	1	直営	【支援対象者】妊娠中の方、乳幼児及びその保護者（里帰り中の方を含む） 【対象圏域】美咲町全域 【業務内容】妊産婦・乳幼児等の実情把握、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ必要な情報提供・助言・保健指導を行う、支援プランの作成、関係機関との連絡調整 【実施機関】美咲町子育て世代包括支援センター 【所管課】健康推進課
子ども	子ども家庭総合支援拠点事業 【根拠法】 児童福祉法第 10 条の 2	1	直営	【支援対象者】18 歳までのすべての児童 【対象圏域】美咲町全域 【業務内容】子ども家庭支援全般に係る業務（実情把握、情報提供、相談対応等）、要支援児童及び要保護児童等への支援業務、関係機関の連絡調整 【実施機関】子ども家庭総合支援拠点 【所管課】こども笑顔課 ※令和 8 年度に「こども家庭センター」設置予定
生活困窮	福祉事務所未設置町村による相談事業 【根拠法】 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 2 項）（同法第 4 条に規定する福祉事務所を設置していない町村においては同法第 11 条第 1 項に規定する事業）	1	直営	【支援対象者】現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方、及びその家族等 【対象圏域】美咲町全域 【業務内容】生活困窮者や、家族、その他関係者からの相談に応じ、相談者へ必要な情報の提供、助言、県との連絡調整、他制度や他機関への紹介等を行う 【実施機関】重層支援センター 【所管課】福祉しあわせ課

(3) 支援対象者

すべての町民

(4) 支援フロー

① 包括的な相談の受け止め

近年、制度の狭間で苦しむ人や複合的な課題を抱えた人、世帯など、個別の福祉分野では対応が難しい状況がみられます。ひきこもりや生活困窮、判断能力が不十分な人の権利擁護等に関する問題は、分野横断的なものであるため、相談先がわからない、相談しづらいと感じる町民がいる一方で、包括的相談支援事業者においては、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず相談を受け止め、本人に寄り添い抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

相談受付時には、「美咲町包括的相談支援受付シート（別紙 2-1-1）」又は独自シートを使用して、相談者の基本情報や相談概要を書き留めるとともに、相談内容を他の関係機関へ情報を提供すること及び関係機関から情報を収集することの同意の確認（同意する or 同意しない or 不明）を行います。

聞き取った相談のうち、他の相談支援機関等につなぐことが適切だと判断される場合は、上記相談支援受付シートを活用するなどして情報共有を行います。

② 包括的相談支援事業から多機関協働事業へのつなぎ

ア 多機関協働事業へのつなぎ（支援依頼）

相談者が複雑化・複合化した課題を抱えているため、課題の全体像を俯瞰したうえで、支援関係機関の役割を整理する必要があるケースやアウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業の対象になることが想定されるケースについて、包括的相談支援事業から多機関協働事業へ支援の依頼をします。

その場合は、「美咲町包括的相談支援受付シート（別紙 2-1-2）」及び支援対象者である本人から「相談受付・申込票（別紙 2-2）」を記載いただき、事業の利用と支援関係機関との情報共有についての同意を得たうえで多機関協働事業へつなぎます。その際には、包括的相談支援事業者が多機関協働事業の役割や支援内容について丁寧に説明を行い、本人が納得したうえで多機関協働事業につ

なぐよう配慮します。本人の不安感が強い場合には、本人と多機関協働事業者が話をする機会の設定や同行支援を行う等の対応を行います。

多機関協働事業者は、相談受付・申込票の提出を受けた後に、必要な情報を「インテーク・アセスメントシート（別紙２－３）」にまとめます。アセスメントをするために必要な情報（見立ても含む。）は、紹介元の包括的相談支援事業者などの日頃から本人やその世帯に関わっている支援関係機関から収集することを基本としますが、多機関協働事業者が本人から直接情報収集をした方が良い場合には、独自に収集します。

なお、多機関協働事業へつながる必要があると判断されるものの、本人の同意を得られていない場合や、多機関協働事業へつながるべきかどうか判断に迷う場合は、必要な情報交換及び地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制を検討する場である支援会議にて検討・前捌きを行ったうえで、多機関協働事業につなぐことが想定されます。

イ 重層的支援会議への参加

みんなで支え愛会議（P28）では、多機関協働事業者が作成した「インテーク・アセスメントシート（別紙２－３）」と「多機関協働事業のプラン兼事業等利用申込書（別紙２－４）」、「評価シート（別紙２－６）」、「つながり評価シート（別紙２－７）」を基に、プランの適切性の協議、プラン終結時の評価、社会資源の充足状況等の把握と開発に向けた検討を行うとともに、重層的支援体制整備事業の適切かつ円滑な実施のための協議・調整を行います。

みんなで支え愛会議には、原則として、本人を多機関協働事業につないだ包括的相談支援事業者も参加します。

また、みんなで支え愛会議で検討した結果、多機関協働事業者にケースを依頼した元の包括的相談支援事業者が主担当として支援を行うことが適当と判断された場合については、多機関協働事業者からの助言や支援関係機関等の連携体制を活用しながら、包括的相談支援事業者において当該ケースへの対応を行うものとします。

ウ 多機関協働事業による継続的な支援が行われている際の包括的相談支援事業との連携

支援関係機関からの依頼により多機関協働事業につながったケースのうち、課題の解きほぐしや支援関係機関の役割分担に時間を要するなどの理由によって、一定期間、多機関協働事業による継続的な支援が行われる場合も想定されます。

この場合、包括的相談支援事業者は、多機関協働事業者からの要請に基づき積極的に連携をはかり、支援に関わることが求められます。

エ 多機関協働事業による支援終結後の包括的相談支援事業へのつなぎもどし

支援関係機関の役割分担が定まり、多機関協働事業による支援が終結した場合には、多機関協働事業者のプランに基づき、適切な支援関係機関につなぐこととなります。

ケースによっては、多機関協働事業者から包括的相談支援事業者につなぐことも想定されることから、日頃から町内及び近隣の支援関係機関と連携することが重要であるほか、終結後に適切な支援ができるよう事前に体制を整えておくことが重要となるため、包括的相談支援事業者もみんなで支え愛会議の構成員となり、参加することが必要となります。

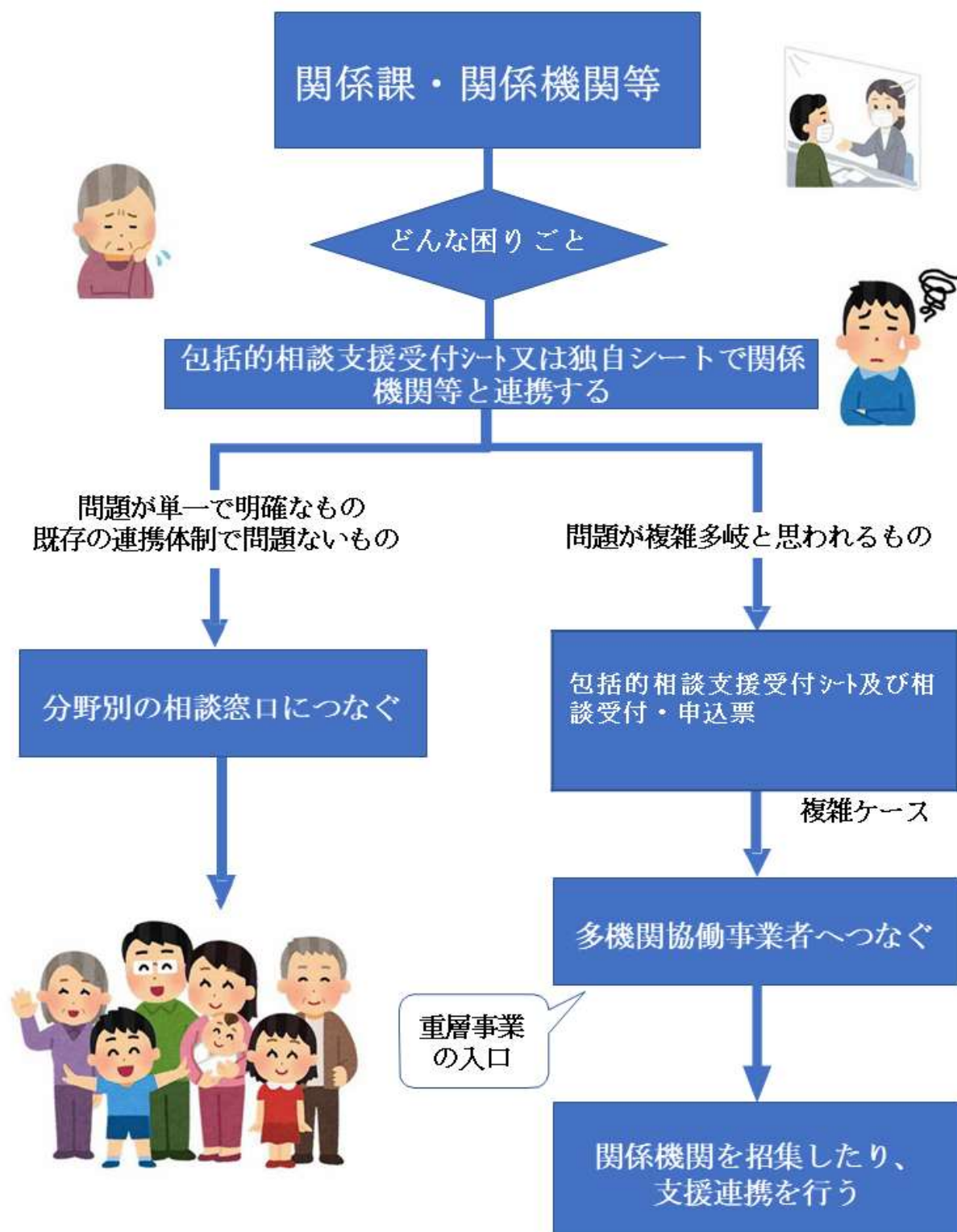
(5) 包括的相談支援事業において求められること

包括的相談支援事業者には、以下のような取組が求められます。

- ・世代や属性にかかわらず、包括的に相談を受け止めること。
- ・みんなで支え愛会議等への参加依頼があった場合には、積極的に参画し、プランの妥当性や支援の方向性などについて協議をすること。
- ・包括的相談支援事業から多機関協働事業に本人をつなぐ際には、多機関協働事業の役割や考え方を丁寧に説明し、本人が納得したうえでつなぐこと。その際本人の不安感が大きい場合には、本人と多機関協働事業者が直接会って話をする機会を設けるなどの丁寧な対応をとること。
- ・多機関協働事業者から、本人や世帯などの状況に関する情報提供の依頼があった場合は、適切に情報収集を行い、みんなで支え愛会議等も活用し、多機関協働事業者に共有すること（ただし、多機関協働事業が継続的に支援をしているケースに限る。）。

(受付機関用)

美咲町包括的相談支援受付シート利用フロー



美咲町重層的支援体制整備事業の共通ルール

1 重層的支援体制整備事業とは、複雑化・複合化したケースを多分野と連携して支援を進めること。

2 多機関協働事業者へつなぐことで、重層的支援体制整備事業の利用が開始となる。

3 つなぐ場合、相談シートの作成は必須であり、必ず本人同意の確認を行う。
※多機関協働事業者へつなぐがこれまでの連携で対応する場合、シートの作成は任意。

4 本人同意とは、本人の情報に関係機関へ提供すること及び関係機関から本人の情報を収集することに対する本人からの同意のこと。

5 本人同意ありなしに関わらずつなぐことは可能である。

6 つないだとしても、対応の主体は、あくまでも各分野の包括的相談支援事業者（中核事業者）である。

7 本人同意ありのケースは、多機関協働事業者が主催者となり、関係機関の進捗状況等を確認しながら、支援を進めることとなる。

8 本人同意なしのケースは、福祉しあわせ課の重層担当者が支援会議を主催する。（多機関協働事業は、運営を協力）

9 支援の見通しがついた段階で、重層的支援体制整備事業の利用は一旦終了となる。終了後は、支援プランに基づき、支援関係機関の中から、主担当となる機関を設定し、支援を継続する。

2) 参加支援事業

(1) 事業概要

「人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域社会を創る」という地域共生社会の理念のとおりに、個人の自立を支えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要です。

美咲町においては、ひきこもりの方との関わりや支援を届けるためのノウハウが支援者側に不足しており、つなぐ先となる社会資源の確保が不十分であったことから、適切な支援の展開ができていない状況です。

この事業は、町全体で包括的な支援体制を構築するにあたり、本人や世帯と継続的につながる機能を強化していくための役割の一つを担うものであり、既存の参加支援に向けた事業では対応できない本人や世帯の狭間の個別のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行うものです。

事業を実施するにあたっては、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューをコーディネートして、マッチングを行います。

また、既存の社会資源に働きかけ、その拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューを作成することを目的とします。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

(2) 事業実施主体

参加支援事業者は、次のとおりです。

実施事業 (根拠法)	拠点 数	運営 形態	実施内容
参加支援事業 【根拠法】 社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号	1	委託	【支援対象者】地域や社会とのつながりが ない、社会参加しにくい方など 【対象圏域】美咲町全域 【業務内容】 ・対象者の把握 ・資源の把握、資源開発 ・相談者に対する参加支援（マッチング等 の利用調整）、フォローアップ 【事例】 ・みんなで食堂 ・みしゃモンカレッジ ・ぷらっとみさき など 【実施機関】社会福祉法人美咲町社会福祉 協議会 【所管課】福祉しあわせ課

(3) 支援対象者

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高い
ニーズを有している方。

(4) 支援フロー

① 相談受付

参加支援事業は、みんなで支え愛会議において参加支援事業の利用が必要と
判断され、②のプランが決定された場合に利用が開始します。

ただし、参加支援事業が早期に関わる必要がある場合には、みんなで支え愛会
議における美咲町による支援決定より前に本人への関わりを開始することがで
きます。

② プラン作成

参加支援事業者は、「相談受付・申込票（別紙 2－2）」の相談申込み欄に
て利用申込（本人同意）を受けた後に、アセスメントを行い社会参加に向けた

支援の方向性や内容が定まった段階で、プランを作成して、みんなで支え愛会議へ「参加支援事業のプランシート（別紙２－５①）」を提出します。

プランは、人や地域とのつながりの希薄化といった本人や世帯の抱える課題に対して、社会や他者とのつながりを創出し、自己肯定感や自己有用感を取り戻すために作成するものです。プランには、本人やその世帯が望む社会とのつながりや参加を支えるために、その状態に合った目標を設定し、当該目標を実現するために参加支援事業者や支援関係機関その他の関係者が取り組むことを記載します。

プランを作成してみんなで支え愛会議に諮り、決定します。

③ 支援の実施

本事業では、本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニューづくりを行います。相談者の有無にかかわらず必要に応じて地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やしていくとともに、本人に対する定着支援と受け入れ先（地域の福祉サービス、企業など）への支援を行います。

④ 終結

参加支援事業者が「評価シート（別紙２－６）」をみんなで支え愛会議にて諮り、社会参加に向けて、地域の資源等とのつながり、その関係性が安定したと判断された段階で、プランに基づいた支援は終結となります。

ただし、プランの終結をもって関係性を終了させるのではなく、参加支援事業を利用する方の多くが、他者や社会とのつながりを継続することに困難を抱える場合が多いことを意識したうえで、必要に応じて定期的な連絡を試みるなどつながりの維持に向けた働きかけを行います。

（５）具体的な支援内容と留意点

① 資源開拓・マッチング

参加支援事業者は、本人に対して丁寧なアセスメントを行い、本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行います。なお、相談者自身が自らのニ

ニーズを明確化できていないことも多いことに留意し、本人に寄り添うとともに、段階的に参加の場の提案を行うなど丁寧な関わりが必要です。

また、支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充などを図り、社会参加に向けた多様な支援メニューをつくることが求められているため、状況に応じて関係機関と打ち合わせを行うなど、日ごろから地域の産業や企業団体などのプラットフォームに参画することなどを通じて、地域の社会資源や支援関係機関とつながりをつくり、支援が必要な時に迅速に対応できるよう情報収集や関係づくりを行います。

上記については、資源開拓に関する実績がある、専門の支援機関等に一部委託することで、より効果的な資源開拓を図ります。

② 定着支援・フォローアップ

美咲町において、直ちに本人が新たな環境で居場所を見出し、関係者と良好な関係を形成できるとは限らないため、定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行います。

(6) 地域における福祉サービスとの連携について

社会参加に向けた支援は、就労支援、居住支援などの形態が考えられますが、地域において多様な形態を確保するために、狭間の社会参加のニーズを有する方に特化した事業を新設することのみならず、地域の既存の福祉サービスを実施する事業所に対する働きかけや受け入れに向けた支援を行い、狭間のニーズを有する者の受け皿として機能を拡充していくことが求められています。

社会参加に向けた支援を展開する際には、社会福祉法人等の地域における公益的な取組との連携を意識し、地域生活課題に対する社会福祉法人等の積極的な取組を働きかけるとともに、地域の社会福祉法人のネットワークとのつながりをつくることも重要であるとされていることから、美咲町においては、今後はネットワークを活かした取組も検討します。

3) 地域づくり事業

(1) 事業概要

重層的支援体制整備事業における、「地域づくり事業」は、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うものです。地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を目指します。

(2) 提供体制

主な対象分野	実施事業 (根拠法)	拠点数	運営形態	実施内容
介護	一般介護予防事業 【根拠法】 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号のうち 地域介護予防活動支援事業	1	委託	【支援対象者】 65 歳以上の高齢者 【対象圏域】 美咲町全域 【業務内容】 地域住民の介護予防活動の育成・支援を実施 ・地域介護予防活動支援事業の推進（ふれあいサロン、美咲流コロバン体操、通いの場等） 【実施機関】 美咲町地域包括支援センター 【所管課】 保険年金課
介護	生活支援体制整備事業 【根拠法】 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号	1	委託	【支援対象者】 65 歳以上の高齢者を中心とした地域住民 【対象圏域】 美咲町全域 【業務内容】 多様な主体と連携しながら、生活支援サービスや助け合い活動の推進、高齢者の社会参加の推進に向けた取組を実施 ・生活支援体制整備事業の推進（生活支援コーディネーターの配置、1 層協議体と 2 層協議体の配置等） 【実施機関】 社会福祉法人美咲町社会福祉協議会 【所管課】 保険年金課

主な対象分野	実施事業 (根拠法)	拠点 数	運営 形態	実施内容
障がい	地域活動支援センター事業 【根拠法】 障がい者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号	1	委託	【支援対象者】町内に住所を有する活動支援を必要とする在宅の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者 【対象圏域】美咲町全域 【業務内容】在宅障がい者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行い、在宅障がい者の自立と社会参加の促進を図る 【実施機関】地域生活支援センターネクスト津山 【所管課】福祉しあわせ課
子ども	地域子育て支援拠点事業 【根拠法】 子ども・子育て支援法 第 59 条第 9 号	1	直営	【支援対象者】妊娠中の方、乳幼児・その保護者（里帰り中の方を含む） 【対象圏域】美咲町全域 【業務内容】子育て親子の交流の場の提供・促進、子育て等に関する相談・援助、地域子育て関連情報の提供、子育てに関する講習等の実施 【実施機関】中央地域子育て支援センター、旭地域子育て支援センター、柵原地域子育て支援センター 【所管課】教育総務課
生活困窮 (地域住民の生活課題)	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 【根拠法等】 重層的支援体制整備事業 実施要綱	1	委託	【支援対象者】現に地域での生活に課題を抱えている方や生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方、及びその家族 【対象圏域】美咲町全域 【業務内容】地域住民相互の支えあいによる共助の取組みの活性化を図るとともに、支援が必要な人と地域とのつながりづくり、それを支える地域づくりの取組を実施（美咲町版地域包括ケアシステム） ・地域住民のニーズ・生活課題の把握 ・住民主体の活動支援・情報発信等 ・地域コミュニティを形成する「居場所づくり」 ・行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開 【事例】 ・福祉共育 ・小地域ケア会議 など 【実施機関】社会福祉法人美咲町社会福祉協議会 【所管課】福祉しあわせ課

(3) 支援対象者

各事業の対象者すべて

(4) 支援内容

① 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

ア 基本的な考え方

血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と資源がつながり支え合う取組が生まれやすい環境を整え、緩やかなつながりによるセーフティネットの充実を図る必要があります。「地域づくり事業」は、既存の地域づくりに関する事業に基づく拠点を包摂する事業であり、各事業において求められる運営上の基準を満たし、支援対象とする高齢者・障がい者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての地域住民を広く対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていきます。

イ 支援の展開

【小地域ケア会議の活用】

美咲町では、町内 81 自治会単位で推進している美咲町版地域包括ケアシステム（小地域ケア会議、地域ケア会議、地域包括ケア会議）があります。これまで住民と社会福祉協議会が創ってきた美咲町にとっての財産です。この美咲町版地域包括ケアシステムを活用し、各地域における多様な福祉課題を早期に発見し、地域住民相互の支えあいによる共助の取組みの活性化を図るとともに、支援が必要な人と地域とのつながりづくり、それを支える地域づくりの取組みを地域住民、行政、社協、関係機関・団体等がより連携し推進をしていきます。

また、従前通りの特定の属性や世代に特化した既存の拠点を維持しつつ、これらの多様な拠点を活かして、町全体で属性によらない包括的な支援体制を整備し、個々の拠点の利用者の範囲を広げることを検討し、地域住民を広く対象として居場所や交流の場の提供に取り組みます。

② 個別の活動や人のコーディネート

ア 基本的な考え方（コーディネーターに求められる役割）

地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気かけあう関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけていくことが求められます。

また、地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目して、多様なつながりが生まれる環境整備が図れるよう、これまで福祉制度の地域づくり施策とはつながりの薄かった、まちづくりや地方創生など他分野の取組と積極的なつながりをもつことも大切です。

なお、地域づくりの取組は生活者である地域住民を主体として進めることが重要であることから、地域づくり事業の展開にあたっては、既存の地域住民による取組が継続されるように留意し、既存の取組を活かしたコーディネートを行うことが求められます。

イ 支援の展開

地域共生社会の実現に向けた啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくりを支えていきます。ここでいう「場」とは、物理的な拠点だけでなく、イベント等のきっかけづくりなど様々な形態が含まれます。地域づくり事業における各拠点での活動内容、対象とする利用者層を共有し、取組の連携を図ることで、各拠点がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を町全体で整備していきます。

美咲町では、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業を継続しつつ、みんなで支え愛会議等の会議体にてそれらの事業の活動目的や機会を共有して、各事業の拡張・発展を目指し、町全体で属性によらない包括的な支援体制の整備に取り組みます。

③ 多分野がつながるプラットフォームの展開

ア 基本的な考え方

多様な場・居場所づくりや地域活動等のコーディネートといった地域づくりのプロセスの活性化や発展のため、分野・領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームの形成を意識することが望ましいと考えられます。様々な関係者が互いの強みを持ち寄り、互いの目指す方向性や社会資源を共有し学び合うことにより、それぞれの弱みを補い合うだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動をさらに活性化することにもつながるものであることから、こうしたプラットフォームは、地域に複数存在していることが重要であり、また、プラットフォームの多様性を確保する上でも、みんなで支え愛会議等の協議体を活用しながら整備していくことが求められます。

イ 「プラットフォーム」に求められる役割

【フィールドワークによる地域の人と資源の確認】

地域づくりにおいては、地域に既に「ある」ものを活かす視点が不可欠であり、まずは、地域に飛び出して地域住民や活動している団体等とフラットな関係を築く中で、地域の人や社会資源（場・活動・サービス・情報等）の現状を確認することが必要であることから、地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業のコミュニティワークショップ等を活用し、地域における既存のつながりや活動内容を把握したうえで、それらの価値を尊重した取組を展開します。

【様々な分野の関係者が集い、関係性を深めるためのプラットフォームの設定】

地域の多様な関係者が情報交換や協議をすることができる機会を設定することにより、人、場、活動、サービス、情報等の地域の社会資源がつながり、地域における様々な活動の継続や次の展開に向けて働きかけることができることから、福祉分野に閉じずに、様々な分野の活動が出会い、新たな気づきを得て、アクションが起きやすい環境を整備することを重視し、それぞれが実施する際には、幅広い関係者間を橋渡しするようなコーディネート機能を十分に活用することが求められます。美咲町では、多様な分野の支援関係者や、地域で活動する方々にみんなで支え愛会議に参画いただくことで、プラットフォームとしての機能を確保していきます。

4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(1) 事業概要

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下「アウトリーチ等事業」という。）は、複雑化・複合化した課題を抱えており、必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業です。したがって、多くの事案は、本人から利用申込（本人同意）を得ることができない状態であることが想定されます。

つまり、アウトリーチ等事業が重視する支援は、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援であり、対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集することが求められます。

(2) 実施体制

① 提供体制

実施事業 (根拠法)	拠点 数	運営 形態	実施内容
アウトリーチ等を通じた継続的 支援事業 【根拠法】 社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項 第 4 号	1	委託	【支援対象者】 必要な支援が届いていない方とその家族（自ら支援を求めることができない人や支援につながることに拒否的な人、課題を抱えている認識がなく困り感がない人など） 【対象圏域】 美咲町全域 【業務内容】 潜在的なニーズを抱える人を早期発見するための情報収集、本人や世帯とのつながりづくり、継続的な寄り添い支援の実施 【実施機関】 社会福祉法人美咲町社会福祉協議会 【所管課】 福祉しあわせ課

② 実施方法

支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、潜在的なニーズを抱える方（ひきこもり等）を早期に発見し、個別の支援プランの作成及びプランに基

づいた支援を実施するとともに自宅訪問、同行支援等を行いつつ、継続的に寄り添い、関係性の構築を行います。

(3) 支援対象者

複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに拒否的な人などが想定されます。具体的には、長期間にわたるひきこもり状態で外出することが困難であったり、一人で各種相談窓口へ行くことに不安感を抱いている等の理由で、自宅訪問による面談 や、各種相談窓口への同行等の支援を必要とする方々を支援対象として想定しています。

(4) 支援内容

アウトリーチ等事業の支援内容は、主に本人と直接関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに力点を置くものであり、具体的には、それらの支援以外も含めて整理すると、次の5つに整理されます。

① 支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集

潜在的なニーズを抱える者を早期に発見するために、日ごろから支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を把握します。

② 事前調整

支援ニーズを抱えている者やその世帯に確実に支援を届けるために、丁寧な情報収集や、自宅への訪問等によって関係性を構築するための方策を検討し、必要な関係者との調整を行います。

③ 関係性構築に向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、支援情報等をチラシやリーフレット等で情報提供をするなどの関わりを継続して行います。

④ 家庭訪問

自宅への訪問等を含め、本人のところまで赴き支援を行います。

⑤ 家庭訪問及び同行支援

本人に出会えた後も、即時には自宅から出ることが困難な者や支援関係機関や地域住民などの関係者につながるものが困難な者に対して、自宅への訪問等を行い、継続的に寄り添うとともに、他の相談窓口に相談に行く際や、職業体験、ボランティア等に同行するなどして、本人やその世帯を取り巻く人間関係の拡充をサポートします。

(5) 具体的な支援プロセス

アウトリーチ等事業の支援対象者は、長期にわたりひきこもりの状態にある方など地域や他者とのつながりが希薄化しており、本人とアウトリーチ等事業者が直接つながるまでに時間がかかることも想定されます。このため、アウトリーチ等事業の利用に向けた本人同意（利用申込）を得るまでに時間を要する可能性を考慮したうえで対応します。

また、本人同意を得る前と得た後で、次のとおり想定される支援の内容にも違いがあると考えられるため、場面に応じた適切な対応を行います。

① 本人同意を得る前の支援

支援関係機関等は、アウトリーチ等事業が必要だと思われる相談を受理または同様の事案を把握した際に、アウトリーチ等事業者へ情報共有を行います。

その際には、「美咲町包括的相談支援受付シート（別紙２－１－１）」にて家族等から同意を得たうえで共有するほか、構成員に守秘義務が課せられた支援会議の場にて共有する方法が想定されます。

アウトリーチ等事業者は、支援関係機関等から入った情報を踏まえ、本人の状況をアセスメントし、アウトリーチ等事業者が主担当で支援の方策を検討するのか、あるいは他の支援関係機関と協働するのか、もしくは他の支援関係機関が主担当となるのかについて検討します。

その上で、アウトリーチ等事業者が主担当となる場合には、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のプランシート（別紙２－５②）」を作成し、必要に応じて、構成員に守秘義務が課せられた支援会議に当該プランを諮ります。支援会議は、関係者で支援の方向性や支援方法の妥当性等について検

討し、支援の質と内容を担保するためのものです。この段階では、同意を得ていないため、みんなで支え愛会議にてプランを諮ることはできません。

本人同意を得る前にアウトリーチ等事業者が実施する支援としては、「本人に会う前の丁寧な事前調整」や「本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ」等が想定されます。支援にあたっては、本人を追い立てることなく、時間をかけて信頼関係の構築に向けて働きかけることが重要です。

ア 本人に会う前の丁寧な事前調整

訪問等を通して本人との関わりを持つ前の段階では、事前の準備や調整等の取組が必要となります。具体的には、次のような取組が想定されます。

- (ア) 本人やその世帯が置かれている状況等の情報に関する情報収集を、支援関係機関や地域住民などの関係者から時間をかけて収集します。
- (イ) 本人やその世帯に対する見守りや支援の体制を整備するために、支援会議等を活用して支援関係機関と連携・協議を行い、支援のネットワークを構築します。
- (ウ) 支援会議等を活用して本人と関わるためのきっかけやその切口を入念に検討する。例えば、家族への支援や本人の趣味を切口にする方法、キーパーソンを介して本人と関わる方法等、多様な方法が考えられるが、(ア)で収集した情報等を踏まえて適切な方法を選択します。
- (エ) 本人が困っていることを丁寧にアセスメントし、それに対する対応策を提示し、本人との関わりを深めるきっかけを作ります。
- (オ) 緊急性のある事例の場合には速やかに警察や医療機関と連携します。

イ 本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ

アの「本人に会う前の丁寧な事前調整」が整った段階で、本人との関係性構築に向けて次のような支援を実施します。具体的な内容としては以下のような取組が想定されます。

- ・継続的に訪問する、本人に手紙を書き残すなどして、心配している、気にかけているというメッセージを伝えます。
 - ・メール、チャット等による定期的な連絡を行います。
 - ・本人の興味・関心に合わせたチラシ・リーフレットなどを提供します。
- また、本人の状況に応じて参加する場や働く場を探し、情報提供を行います。

② 本人同意を得た後の継続支援

本人と関係性を構築し、直接会うことができた後は、本人と信頼関係を構築するほか、丁寧なアセスメントを行い、本人に必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討します。このとき、アウトリーチ等事業者が作成するプランは「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のプランシート（別紙２－５②）」にまとめ、みんなで支え愛会議に諮ります。

本人同意が得られた後、アウトリーチ等事業者が単独で支援を行う事例と、多機関協働事業において支援関係機関の調整を行い、多機関協働事業者とアウトリーチ等事業者が連携しながら支援を行う事例の２つが想定されます。

ア アウトリーチ等事業者が単独で支援を行うことが想定される事例

- ・アウトリーチ等事業者と出会ったことにより、本人が主体的に必要な別の支援関係機関を訪問し、適切な支援を受けられるようになる事例
 - ・アウトリーチ等事業者との関わりはできるようになったものの、それ以外の者を受け入れ、つながりを形成することが難しい事例
- （このような事例の場合は、アウトリーチ等事業者は、引き続き自宅訪問や同行支援を行い、他の支援関係機関から支援を受けることに関して前向きになるよう支えていくことが重要。）

イ 多機関協働事業につなぎアウトリーチ等事業者と連携しながら支援を行うことが想定される事例

- ・本人に不安感が強く、必要な支援関係機関や地域住民などの関係者と関係性を構築するには至っていない事例
- ・参加支援事業の活用や各種支援関係機関等の連携体制による丁寧な伴走支援が求められる事例

※ただし、多機関協働事業者が、本人同意が得られる前からアウトリーチ等事業者と連携を図り、必要に応じて自宅訪問に同行するなどして、早い段階から本人との関係づくりを行うこともあります。

（６） 支援の終結

アウトリーチ等事業者がみんなで支え愛会議に「評価シート（別紙２－６）」を諮り、本人やその世帯にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定したと判断された時点で支援は終結となります。

5) 多機関協働事業及び支援プランの策定

(1) 事業概要

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対する、支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、全体の調整機能を担っており、「支援者を支援する」といった側面も有します。

ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行うことがあります。

また、多機関協働事業においては、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図ります。

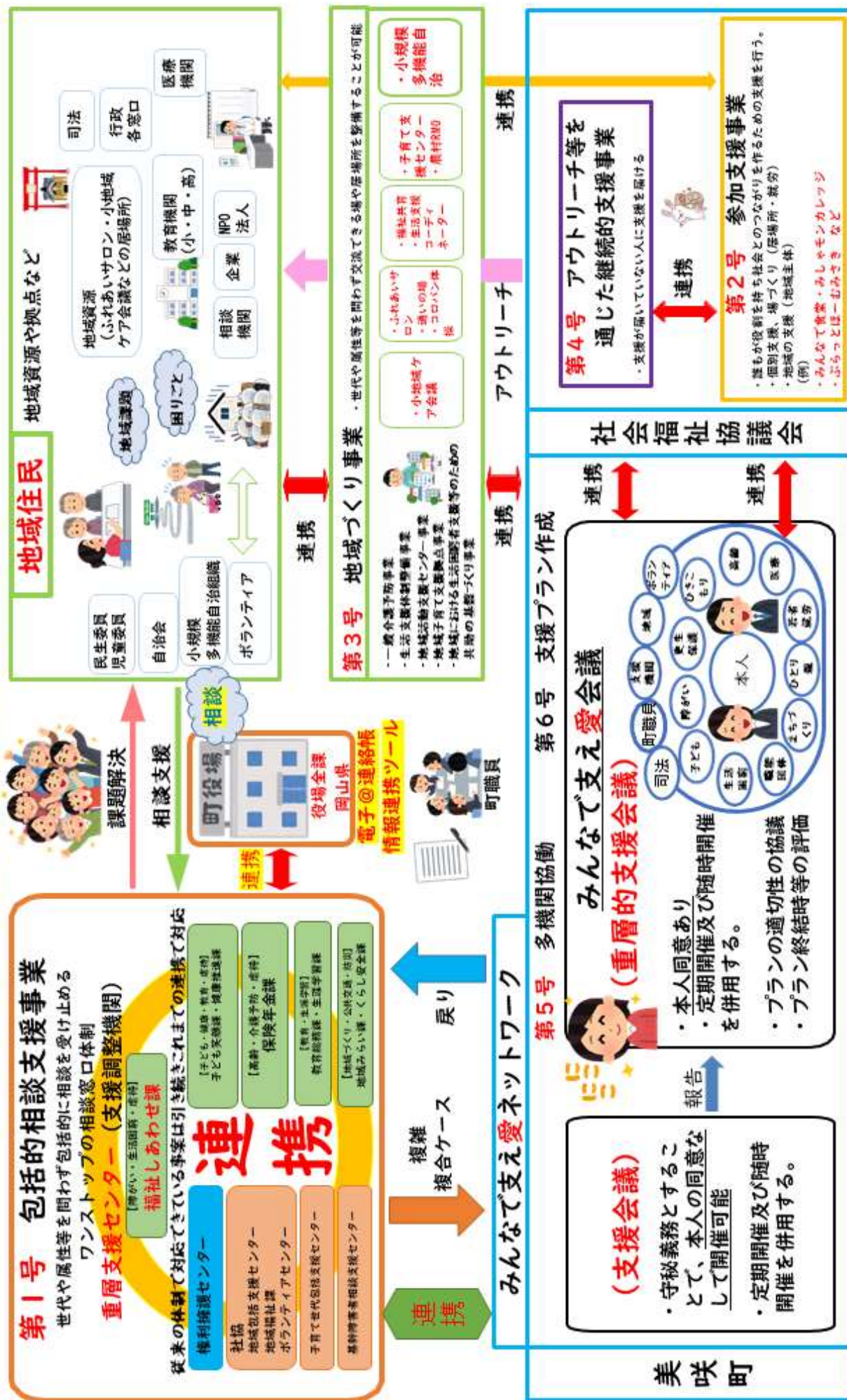
※ 支援プランの作成（法第 106 条の 4 第 2 項第 6 号）は、多機関協働事業と一体的に実施します。

(2) 実施体制

①提供体制

実施事業 【根拠法】	拠点 数	運営 形態	実施内容
多機関協働事業 【根拠法】 社会福祉法第 106 条 の 4 第 2 項第 5 号	1	直営	【支援対象者】複雑化・複合化した課題を抱える人及び世帯、支援関係機関 【対象圏域】美咲町全域 【業務内容】単独の支援機関では対応が難しい場合に相談支援機関の抱える課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など、支援の進捗管理、支援調整を行う ・支援関係機関等による役割分担や調整が必要な事例の相談受付 ・相談先が不明確な事例の相談受付 ・支援会議及びみんなで支え愛会議（重層的支援会議）の開催 ・支援関係機関の連携強化のための研修の実施等 【実施機関】重層支援センター 【所管課】福祉しあわせ課

美咲町重層的支援体制整備事業イメージ図



※重層的支援推進本部会議 全課の役割：新たな地域生活課題の共有を図り、総合計画や関連計画等の施策に繋げる（・重層事業全体の実施状況の評価等 ・地域課題の共有 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討）

支援関係機関から「複雑・複合化した支援ニーズを有する事例」、「狭間のニーズを有する事例」について、個別の支援プランを作成し、課題の解きほぐしや支援の役割分担、支援の方向性の整理を行います。なお、プランについては、支援関係機関が出席するみんなで支え愛会議にて共有・協議します。

(3) 支援対象者

複合的な課題を抱えており、単独の支援関係機関では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められるような課題を有する者が想定されます。

(4) 支援の展開

①相談受付

ア 基本的考え方

複雑化・複合化した支援ニーズを有する等の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例については、多機関協働事業者が相談を受理した上で、必要な支援を行います。

多機関協働事業者が相談の受付経路として、次の2つが想定されます。

- ・ 包括的相談支援事業者が相談を受け付けた時点で、明らかに複雑化・複合化したニーズを抱えており、速やかに支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例
- ・ 高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野で既に介入または、既存の各会議体で支援方法を協議しているものの、あらためて課題の解きほぐしや、支援関係機関等の役割分担、支援の方向性の整理といった調整が必要だと思われる事例

多機関協働事業による相談受付を行うことが決まった場合、多機関協働事業者は、原則、本人に「相談受付・申込票（別紙2-2）」を記入してもらい、利用申込（本人同意）を受けるものとします。利用申込にあたっては、基本的に紹介元の支援関係機関等が補助を行うこととしますが、本

人が多機関協働事業の利用申込に不安がある場合等には、多機関協働事業者が直接本人に支援内容の説明をするなど丁寧に対応をします。

多機関協働事業者が受付を行った後で、支援関係機関の通常の連携体制で解決が可能な相談など、多機関協働事業者につながれたものの、多機関協働事業において調整を行う必要性が低いと判断された事例については、紹介元の支援関係機関等と協議した上で、紹介元の支援関係機関に事例を戻すこともあります。

イ アウトリーチ等事業からの相談受付の考え方

ひきこもり状態にある者などへの支援を行うアウトリーチ等事業は、事業の性質上、アウトリーチ等事業者と本人との信頼関係が形成され、アセスメント等が終わった段階で多機関協働事業につながる場合が想定されます。

したがって、多機関協働事業者は、アウトリーチ等事業者による支援開始前からアウトリーチ等事業者と密に連携を図ることが重要です。

②アセスメント

多機関協働事業者は、利用申込（本人同意）を受けた後に、必要な情報を「インテーク・アセスメントシート（別紙２－３）」にまとめます。

アセスメントをするために必要な情報（見立ても含む。）は、包括的相談支援事業者などの紹介元や日ごろ本人やその世帯に関わっている支援関係機関から収集することを基本としますが、多機関協働事業者が本人から直接情報収集をした方が良い場合には、独自に収集します。

また、本人やその世帯の状況によっては、早期にアウトリーチ等事業や参加支援事業につないだ方が良いと判断される事例もあると考えられることから、インテーク・アセスメントの段階から、早期にアウトリーチ等事業や参加支援事業と必要な連携体制を確保します。

③プラン作成

また、参加支援事業及びアウトリーチ等事業を利用する場合も、多機関協働事業が作成したプランにこれらの事業の利用を明記し、支援決定を受けた後でこれらの事業につなぐことを基本とします。なお、アウトリーチ等事業は多機関協働事業の利用前から支援が開始される場合もあります。



④支援の実施

支援関係機関の役割分担や支援の目的・方向性を定め、支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう必要な支援を行います。

また、プランに基づく支援の実施状況は、みんなで支え愛会議において支援関係機関から情報収集して随時把握し、必要があれば、収集した情報をもとに再度支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理・変更するとともに、再プランについても適切に検討及び実施するものとします。

⑤終結

多機関協働事業者が「評価シート（別紙２－６）」と「つながり評価シート（別紙２－７）」をみんなで支え愛会議で語り、本人やその世帯の課題が整理され支援の見通しがつき、プランによって支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業の関わりは一旦終結となります。

なお、終結後は、プランに基づき、支援関係機関の中から、支援の主担当となる機関（支援担当者）を設定し、その後も本人やその世帯を伴走する体制を確保することが重要です。

また、支援終結後に本人の状況や本人を取り巻く環境に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや支援関係機関の整理が必要となった場合には、みんなで支え愛会議で情報共有をするなどして、速やかに支援を再開できるように体制を整える必要があります。

6 美咲町重層的支援体制整備事業みんなで支え愛ネットワーク

重層的支援体制整備事業の実施にあたり、みんなで支え愛ネットワークを設置します。みんなで支え愛ネットワークは、情報共有や一連の支援事業の相互の重なり合いが重要となることから、多機関協働事業（P33～P38）、参加支援事業（P18～P21）、アウトリーチ等を通じた継続的支援（P27～P32）、支援会議及びみんなで支え愛会議（重層的支援会議）で構成します。

1) 支援会議

美咲町では、法第 106 条の 6 に基づき支援会議を設置します。

（1）設置背景・目的

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要な基礎となりますが、事案によっては本人の同意が得られないために支援関係機関等での適切な情報共有が進まず、役割分担も進まない場合があります。

また、予防的・早期の支援体制の検討を進めることが求められるにも関わらず、本人同意を得られないために体制整備が進まない場合もあります。

このため、法第 106 条の 6 の規定により、美咲町において、地域住民が地域において日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うため、支援関係機関等により構成され、会議の構成員に対し守秘義務が課される支援会議を新たに設置することができるようになりました。

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有や、地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。

支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではなく、あくまで潜在的な相談者に支援を届けるため、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものであることに留意しなければなりません。

支援会議の構成員の役割は、次の 3 つです。

- ・ 気になる事例の情報提供、情報共有
- ・ 見守りと支援方針の理解
- ・ 緊急性がある事案への対応

（２）開催方法

支援会議は美咲町が個別の事例に応じて招集し、主宰します。開催は定期開催及び随時開催とします。

（３）構成員

支援会議の構成員については検討内容により、行政関係課をはじめ、各分野の支援関係機関、権利擁護センター、福祉サービス提供事業者、医療機関、学校等幅広く招集します。

また、メンバーそれぞれに守秘義務がかけられることを前提に、ケースの内容や開催時期等により、構成員を変更することとします。

（４）守秘義務の適用範囲

重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために情報の交換等を行う必要がある場合は、支援会議の構成員に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能となります。支援会議の出席者は、正当な理由なく、支援会議において知り得た全ての事項（地域住民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関するものを含む。）について漏らしてはいけません。

ただし、支援会議においては、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要となります。

2) みんなで支え愛会議（重層的支援会議）

美咲町では、重層的支援体制整備事業全体を円滑に実施するとともに、支援対象者等に対する個別の支援の妥当性を担保するため、みんなで支え愛会議を設置します。

（1）目的

みんなで支え愛会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすことが求められます。なお、事例の内容によって、会議の果たす役割は異なるものであり、毎回の会議において、これら全ての役割を担う必要はありませんが、他方で、状況に応じてここに明記されていない他の役割を果たすなど柔軟に対応することもできます。

- ①多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業の各事業の事業者が作成したプランの評価及び改善に係る協議
- ②重層的支援体制整備事業の実施状況及び実施方針の協議
- ③前各号に掲げるもののほか、会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

（2）構成員

みんなで支え愛会議には、原則として多機関協働事業者と美咲町の参加が求められます。特に、美咲町については、参加支援事業又はアウトリーチ等事業を利用する場合には、多機関協働事業のプランに基づき美咲町が支援決定を行うため、美咲町は全てのみんなで支え愛会議に参加をするものとされており、また、みんなで支え愛会議で検討する中で、アウトリーチ等事業や参加支援事業の必要性が表面化する場合も多いことから、両事業者も参加することとされています。

さらに、事例の内容に応じて、例えば、生活保護制度の利用が検討される場合は生活保護の実施機関、就労支援が必要な場合は公共職業安定所等の就労支援機関、小中学生であれば学校や教育委員会など、本人の支援に当たり連携が必要な機関についても参加することが望ましいとされています。ま

た、福祉分野以外の関係者が参加することにより、みんなで支え愛会議を通じて新たなつながりや分野を超えた関わりをつくることも期待されるので、分野横断的に参加を呼びかけることとしますが、いずれにしても、アセスメントの方法や課題の整理の方法等が適切であるかを客観的に検討できる者が参画することとします。

本人の参加は必須ではありませんが、参加することが本人にとって有益である場合には、本人の状況を十分に考慮したうえで参加してもらうことも考えられます。その際、本人の状況によっては、多くの人の前で話することに慣れていなかったり、精神状態が不安定であることなどから、無理に参加を求めることがないよう留意しなければなりません。

(3) 会議の開催方法

みんなで支え愛会議は、必要に応じて多機関協働事業者が構成員を招集し開催します。

(4) 開催のタイミング

みんなで支え愛会議は、以下4つのタイミングで必ず開催する必要があります。プランについては、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業のすべてが該当します。

- ・ プラン策定後の評価時
- ・ 再プラン策定時
- ・ 支援終結の判断時
- ・ 支援中断の決定時 (※)

(※) 支援中断は、本人と完全に連絡が取れなくなったときに判断しかながら、判断に当たっては、関係者や地域住民から情報収集を行ったり、自宅訪問を行うなど、できる限り本人とコンタクトをとるよう働きかけることが重要。

このほか、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要と考えられる場合には適切に開催することが求められ

ます。なお、そのような場合には、みんなで支え愛会議としてではなく、別の形態で適宜会議等を開催することも考えられます。

(5) 主な検討内容

みんなで支え愛会議の開催時期ごとの主な検討内容は次の表のとおりです。

開催時期	主 な 内 容
プラン策定後の評価時	・ アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容 ・ 各支援関係機関の役割分担の確認 ・ モニタリングの時期の検討等
再プラン策定時	・ 本人の状況変化の確認、評価 ・ 現プラン評価 ・ 再プラン内容の確認（プラン策定時の内容と同様）
支援終結の判断時	・ 本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認 ・ 支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
支援中断の決定時	・ 本人との連絡が完全に取りなくなった場合等における、支援の中断の決定

(6) プラン確定に向けた手続き

プランが確定するまでの手続きを整理すると、次頁の表に示した3つのパターンが考えられ、アウトリーチ等事業や参加支援事業がプランに盛り込まれるか否かによって「確定」のタイミングが異なります。

アウトリーチ等事業や参加支援事業を含むプランは、美咲町による支援決定後に確定することになり、アウトリーチ等事業や参加支援事業を含まないプランは、みんなで支え愛会議で了承後に確定することになります。

詳細は、次の表のとおりです。

プランの内容	支 援 決 定 ま た は 確 認
アウトリーチ等事業や参加支援事業のみのプラン	・プランに記載された課題と支援の方向性に対して、アウトリーチ等事業や参加支援事業の提供が適切か判断し、これらの事業による支援を行うこと及び支援の内容について決定する。
アウトリーチ等事業や参加支援事業以外の支援を含むプラン	・アウトリーチ等事業や参加支援事業については上記と同様の取扱いである。 ・アウトリーチ等事業や参加支援事業以外の支援については、美咲町の支援決定は不要である。ただし、両事業以外の支援の提供状況は、両事業の決定に影響を及ぼす可能性があることから、両事業以外の支援についても内容を確認する。
アウトリーチ等事業や参加支援事業を含まないプラン	・美咲町にプランの報告を行う。

7 一体的な連携に関する事項

1) 高齢・障がい・子ども・生活困窮分野の連携の構築

高齢・障がい・子ども・生活困窮の分野においては、相談支援事業及び地域づくり事業において、重層的支援体制整備事業の対象となっていることから、特に相談支援及び地域づくり支援において、4分野の間の連携を強化し一体的な実施を図るとともに、町全体として包括的な支援体制が構築されるよう、既存のネットワークを十分に生かしつつ、実施体制を構築します。

2) 生活保護制度と重層的支援体制整備事業の関係

重層的支援体制整備事業については、本人や世帯の属性を問わず、全ての地域住民を対象とするものであり、生活保護を受給する被保護世帯についても支援の対象となります。重層的支援体制整備事業による支援を行った場合でも、保護の実施機関は、保護の開始や変更といった保護の決定及び実施に関する業務や、被保護者の自立の助長を目的とした支援の実施を決定する業務を行うことで、引き続き被保護世帯に対する支援において中心的な役割を担うこととなります。

また、自立に向けた支援など、被保護世帯が抱える多様な課題に対する支援については、これまでも必要に応じて、保護の実施機関と支援関係機関が連携して対応してきていますが、重層的支援体制整備事業による支援を行う際には、被保護世帯の課題が複雑化・複合化し、保護の実施機関のみでは対応が困難なケースについて、多機関協働事業が行う支援調整を踏まえ、保護の実施機関を含む支援関係機関が相互に連携を図りつつ支援を行います。

重層的支援体制整備事業は、こうした支援関係機関が適切に連携するための仕組みを町全体として構築するものであり、保護の実施機関や個々のケースワーカーにとっても、連携体制の構築は、業務の円滑な遂行に資するものと考えられます。

3) 他分野との連携

重層的支援体制整備事業においては、包括化する4分野や生活保護制度にとどまらず、相談支援や参加支援、地域づくり支援の観点から、労働分野（公共職業安定所等）、教育分野（教育委員会や学校等）、地域再生分野（地域づくり、地

方創生等）等の他分野との連携が重要です。各事業において連携する際の留意点は以下のとおりです。

（１）包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、本人や世帯の属性を問わず相談を受け止めるものです。よって、包括的相談支援事業者は、他の包括的相談支援事業者や支援関係機関から相談を受け付けた場合は連携して支援を実施するとともに、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、多機関協働事業者につなぐ役割を果たします。

（２）参加支援事業

参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ります。参加支援事業者は、他の支援関係機関より、既存の事業では対応できない個別ニーズ等を抱えている方に関する相談を受けた場合には、連携して支援を実施するとともに、必要に応じて多機関協働事業者や他の参加支援事業者にもつなぎます。

（３）地域づくり事業

地域づくり事業において、多様な場や居場所の整備を推進するに当たっては、地域の実情に応じ、地域に開かれた、多世代を意識した拠点の運営を行うとともに、地方創生事業等の他制度や民間企業の取組と連携するなど、創意工夫により地域の特性を活かしたものとすることが重要です。

また、活動や人のコーディネートにおいては、重層的支援体制整備事業において配置される地域コーディネーターは、他制度において配置されているコーディネート人材との連携を積極的に図ります。

(4) アウトリーチ等事業

アウトリーチ等事業者においては、地域住民や他の支援関係機関等が、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者といった潜在的な相談者について相談を受けた場合には、適切に連携して支援を行います。

また、アウトリーチ等事業者においても、支援を実施する中で、包括的相談支援事業者や多機関協働事業者等につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援します。

(5) 多機関協働事業

従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得たうえで多機関協働事業者につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行います。多機関協働事業者においては、他の支援関係機関等から相談を受けた場合は、連携して支援を実施します。

8 計画の推進にあたって

1) 計画の周知・啓発

本計画を効果的に推進し、基本理念の目指す地域づくりを実現するためには、美咲町、美咲町社会福祉協議会の取組だけでは不十分であり、町民や各種団体、事業者などの主体的な取組が不可欠です。そのため、本計画の考え方や取組等についてご理解いただき、共に実践していただけるよう、広報紙、ホームページ等を通じて計画内容を公表するとともに地域での出前講座や会合等も機会の一つと捉えて周知・啓発に努めます。

2) 協働による推進体制

(1) 美咲町・美咲町社会福祉協議会の連携強化

本計画は、第2次美咲町地域福祉計画に定める「第4章 施策の推進」の基本目標1「地域で支え合うまちづくり」のうち、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は本事業を実施するために必要な事項に特化した内容とするものです。

よって、第2次美咲町地域福祉計画と同様に、美咲町社会福祉協議会の「第3期美咲町地域福祉活動計画」と一体的に推し進めていく必要があります。そのため、美咲町と美咲町社会福祉協議会が車の両輪のように連携を図りながら、本計画の推進役と町民や各種団体、事業者との調整役としての役割を一層強化し、地域福祉を推進していきます。

(2) 関係機関との連携強化

本計画を推進し、支援を必要とする人のニーズに合った施策を展開していくため、地域福祉の担い手である民生委員児童委員等や自治会、福祉施設、医療機関、及び県の担当部局など様々な関係機関・団体との連携強化を図りながら、地域福祉活動の拡大を図っていきます。

また、美咲町福祉事務所（平成21年4月設置）を、令和7年3月をもって廃止します。福祉事務所の廃止は福祉の後退ではなく、福祉事務所の業務を専門性の高い県に担っていただき、県の生活保護担当者及び生活困窮担当者と連携しながら、

廃止により生み出された人的、物的資源を重層的支援体制に投入し、より福祉の充実を図っていくものです。

3) 重層的支援推進本部会議の活用

年1回開催し、実施計画の実施状況を評価するとともに、各分野における相談支援の内容の実態から新たな地域生活課題の共有を図り、次期、総合計画や関連計画等の施策に繋げていきます。

推進本部会議のメンバーは、各課長級の職員とします。

用語解説

【あ行】

●アセスメント

相談者に対して、適切な関わり（介入）を行うために、相談者から得られた情報のもつ意味について考えること。

●インテーク

困りごとがある相談者との最初の面接や電話での相談のこと。

【か行】

●ケースワーカー

身体上や精神上等の理由によって日常生活を送るうえで、様々な困り事を持つ地域住民の相談援助を行う人。（主に公的機関の相談援助を行う者）

●コミュニティワーク

地域社会において地域住民の福祉ニーズの把握、福祉サービスの開発や連絡・調整などを行う援助技術。

【さ行】

●障がい児者相談支援事業所

障がい児者が地域で安心して暮らすことができるよう、当事者やその家族の相談に応じるとともに、必要に応じて地域の関係機関と連携しながら、障がい福祉サービスの利用援助や各種情報の提供などを行う機関。

●生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事業により、現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の推進に向けた支援を行うことが求められている。

●セーフティーネット

あらかじめ予想される危険や損害の発生に備えて、被害の回避や最小限化を図る目的で準備される制度や仕組みのこと。

●ソーシャルワーカー

何かしらの理由によって日常生活を送る事が困難であったり、不安を抱える人に対し、関連機関や各分野の専門家と連携を取りながら援助を行う人。（更に個別の援助から地域課題として援助を広げる人）

【た行】

●ダブルケア

同時期に介護と育児の両方を行っている状態。

●地域子育て支援拠点

地域の子育て支援の拠点として、主に乳幼児（0～3歳）と子育て中の親が気軽にいつでも、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流などを行うとともに子育てについての相談、情報の提供、助言を行う施設。

●地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の専門職が、高齢者等への総合的な支援を行い、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から支える地域の拠点。町内 2 箇所に設置されている。

【は行】

●8050問題

高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり養い続けていることで、収入や介護などの問題を抱える状態。80代と50代の世帯という意味で「8050問題」と呼ばれる。

●フィールドワーク

現地調査。

●プラットフォーム

分野、領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、新たなつながりの中から更なる展開を生むための“場”（拠点だけでなく、機会等も含む）を指す。

【ま行】

●民生委員・児童委員

民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される地域福祉向上のためのボランティア。担当地区の高齢者の悩みや、子育てなどに関する相談を受けて、福祉サービスの情報を提供したり、町や社会福祉協議会などの専門機関につなげるなどして、帰結の手伝いをする。

【や行】

●ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

美咲町重層的支援体制整備事業における個人情報に関する管理・取扱規程

(令和7年4月1日制定)

美咲町では、重層的支援体制整備事業における個人情報保護に関する 取組方針および個人情報の取扱いに関する考え方として、個人情報に関する管理・取扱規程を制定します。

(取組方針)

当機関は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、相談業務、支援業務等、当機関が実施する業務を行うにあたっては、美咲町個人情報の保護に関する法律施行条例をはじめとする関係法令等に加えて、本規程を遵守し、ご相談者の個人情報の適切な保護と利用に努めます。

(個人情報の取得方法)

ご相談者の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得します。

(利用目的)

ご相談者の個人情報を、当機関の業務遂行ならびに利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて他の目的に利用することはありません。

【当機関の業務内容】

- ① 相談支援業務
- ② プランの策定・評価・利用目的
- ③ 相談支援業務を円滑に行うため
- ④ 自治体に対して事業等利用申込を行うため
- ⑤ 支援提供、関係機関・者との連絡調整等自立支援に資するため（電子連絡帳など）

(個人情報の内容)

当機関では、以下の情報を個人情報として取り扱います。

- ① 氏名、性別、年齢、住所、電話番号、家族関係等個人の属性に関わる基本的情報
- ② 健康状態、疾病、障害、介護等健康に関する情報
- ③ 就労・通学・通所状況に関する情報
- ④ 収入、資産、債務等経済的状況福祉制度利用状況
- ⑤ その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、相談業務において知り得た情報

(第三者への提供の制限)

ご相談者（又は代理人）の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてご相談者の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において、関係機関・者等との間で共同利用する場合には、原則としてご相談者（又は代理人）の同意を得た上で、ご相談者の個人情報を関係機関・者等に対して提供することがあります。

また、例外として、個人情報保護に関する法律第 18 条第 3 項に従って、同意を得ずに関係機関・者等に対して情報提供する場合があります。

1 同意の上で第三者に提供する場合

- ① 他機関・者との間で、支援の実施、各種事業等の利用申込やプラン策定に関する調整を行うため
- ② 他機関・者が実施する支援を受けるため
- ③ プランが終了した後に関係機関との連携が必要な場合
- ④ 各種福祉制度申込時に、当機関から自治体へ事前に本人が特定される形で相談する場合
- ⑤ 病気・怪我等の際に医療機関につなぐ場合

2 同意を得ずに第三者に提供する場合（個人情報保護に関する法律第 18 条第 3 項の定めによる）

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（保存期間）

ご相談者の情報の保存は、利用申込日から開始します。保存期間は、支援終了日より 5 年間とします。その後は、適切な方法（裁断、焼却等）により廃棄します。

（安全管理措置）

ご相談者の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施します。

（継続的改善）

情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて本規程を適宜見直し、ご相談者の個人情報の取扱いについて、継続的に改善に努めてまいります。